

## 気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)

## 京都議定書第 6 回締約国会合(CMP6)等の概要

平成 22 年 12 月 10 日

日本政府代表団

## 1. 全体の概要

- (1) 11 月 29 日から 12 月 10 日までメキシコのカンクンにおいて、気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)、京都議定書第 6 回締約国会合(CMP6)等が行われた。松本環境大臣、山花外務大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官等が出席した。
- (2) 主に前半に行われた事務レベルの交渉(条約作業部会(AWG-LCA)及び議定書作業部会(AWG-KP))を経て、7~10 日のハイレベル・セグメントに参加した首脳・閣僚間でさらに協議を重ねた結果、COP 及び CMP の一連の決定が採択された(3. 参照)。

## 2. 日本政府の対応

- (1) 日本政府は、COP15 で作成された「コペンハーゲン合意」を踏まえ、米国・中国を含む全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択を目標とし、これに向けた一里塚となるよう、先進国と途上国の排出削減(緩和)と資金等の支援との間のバランスのとれた COP 決定の作成を目指した。途上国から先進国に対しては、京都議定書の第二約束期間の設定に関する強い要求があったが、先進国のみに義務を課し、米国の参加も見込めない京都議定書は、世界規模の温室効果ガス排出削減につながらないことから、我が国は第二約束期間の設定に反対する立場を貫き、粘り強く交渉した。松本環境大臣による演説等を通じて、京都議定書第二約束期間に関する我が国の立場を改めて述べたほか、坂場 COP16 担当大使名の書簡もフィゲレス条約事務局長宛に送付した。
- (2) 松本環境大臣、山花外務大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び田名部農林水産大臣政務官は、会合期間中に各国と精力的に二国間会談を行い、改めて日本の立場を説明して理解を

求めると共に、会合の成功に向けた連携を確認した。また、途上国との会談では、短期資金を含む日本の支援に対する謝意が示された。

(3)AWG-LCA では、共有のビジョン、先進国・途上国の緩和の約束・行動及びその透明性の確保、適応(気候変動の悪影響への対策)、資金支援、技術移転、キャパシティビルディング、炭素市場、REDD+(途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等)、対応措置、分野別アプローチ(農業・国際バンカー油)について議論した。

(4)AWG-KP では、先進国の削減目標、森林等吸収源(LULUCF)、市場メカニズムの活用、対象ガス等について議論した。森林経営の今後の検討方法を決定した森林等吸収源を除き、あまり各論に進展は見られなかった。

### 3. 今次会合の成果等

(1)COP では、「コペンハーゲン合意」に基づく、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定が採択された。その一部として、同合意の下に先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を国連の文書としてまとめた上で、これらの目標等をCOPとして留意することとなった。これにより、我が国が目指す、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けて交渉を前進させることとなった。

(2)CMP では、京都議定書第二約束期間に対する各国の立場を書しない旨脚注で明記しつつ、COPと同様に先進国の排出削減目標をまとめた文書に留意することとなった。また、AWG-KPの作業の成果を踏まえ、今後の交渉の土台となる文書が作成された。

(4)AWG-LCAは、さらに一年間作業を継続することが決定された。AWG-KPでの作業も引き続き継続される。今後は、2011年末に南アフリカにて開催されるCOP17・CMP7に向け、これら作業部会においてCOP16・CMP6での合意内容を基礎とした交渉を続けることとなる。

# COP16における成果の主要要素

## 1. 先進国の緩和目標

先進国(附属書 I 国)が提出した緩和目標を記載した文書X(注1)を作成することとし、気候変動枠組条約締約国会議(COP)として、同文書に留意。また、削減目標を更に野心的にするよう要請。なお、京都議定書締約国会合(CMP)においても、上記と同様の内容を決定しているが、文書Xに目標を記載することは、各国の京都議定書第二約束期間に関する立場を予断しないものとされている。

(注1) 文書X(FCCC/SB/2010/INF.X)

コペンハーゲン合意に基づき提出された先進国(米国を含む。)の削減目標を条約事務局が公式文書として取りまとめるもの。

## 2. 途上国の緩和行動

途上国(非附属書 I 国)が提出した緩和行動を記載した文書Y(注2)を作成することとし、COPとして、同文書に留意。国際的な支援を受けた緩和行動は国際的な測定、報告及び検証の対象となり、支援を受けない緩和行動は国際的な協議及び分析の対象となることを決定。

(注2) 文書Y(FCCC/LCA/AWG/2010/INF.Y)

コペンハーゲン合意に基づき提出された途上国の削減行動を条約事務局が公式文書として取りまとめるもの。

## 3. 共有のビジョン

工業化以前に比べ気温上昇を 2°C以内に抑えるとの観点からの大幅な削減の必要性を認識し、2050 年までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトに合意。

## 4. 適応

適応対策を強化するため、適応委員会の設立、最貧国向けの中長期の適応計画の策定等を含む新たな「カンクン適応枠組み」の設立を決定。

## 5. 市場メカニズム

COP17 での新しい市場メカニズムの構築を検討することを決定。

## 6. 途上国における森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)

REDD+の対象範囲、段階的にREDD+活動を展開する考え方等の基本事項について決定。

## 7. 資金

新たな基金(緑の気候基金)の設立及び同基金のデザインを検討する移行委員会(Transitional Committee)の設立を決定。

## 8. 技術

技術メカニズム(技術執行委員会と気候技術センター)の設立を決定。

【参考】 COP決定及びCMP決定における緩和(上記1. 2.)に関する主な言及

(1) COP決定

条約特別作業部会(AWG-LCA)は、可能な限り早急に、バリ行動計画の下で合意される成果についての作業を完了させ、その結果を気候変動枠組条約締約国会議で採択することを目指すことに合意する。

- ・1 bi: 附属書I国が通報し、文書X(上記1. 注1)に記載された、附属書I国により実施される経済全体の数量化された排出削減目標に留意する。
- ・1 bii: 非附属書I国が通報し、文書Y(上記1. 注2)に記載された、非附属書I国により実施される国内的に適切な緩和のための行動に留意する(※)。

(※)締約国の条約事務局に対する通報で、文書に記載されるものは、条約に基づく通報と見なされる。

(2) CMP決定

京都議定書特別作業部会(AWG-KP)は、可能な限り早急に、かつ、第一及び第二約束期間の間に空白(ギャップ)が生じないことを確保する期限内に、作業を完了させ、その結果を京都議定書締約国会合で採択することを目指すことに合意する。

附属書 I 国が通報し、文書X(上記1. 注1)に記載された、附属書 I 国により実施される経済全体の数量化された排出削減目標に留意する(※)。

排出削減目標を排出の抑制及び削減に関する経済全体の数量化された約束に変換するには、更なる作業が必要であることを認識する。

(※)文書の表に示される内容は、締約国の立場及び京都議定書第21条7項に基づく締約国の権利を損なうものではない。

(了)